

(仮称) おだわら森林ビジョン策定基礎調査等業務プロポーザル実施要領

1 目的

本市の、森林の現状を把握したうえで、小田原の森林の50年後、100年後のあるべき姿を明らかにした「(仮称) おだわら森林ビジョン」を策定するにあたり必要な調査等を実施するものである。

当該計画は、森林・林業・木材産業に関する施策のみならず、生物多様性への配慮、森林環境教育、各種産業との結びつき等、多角的な視点のもと、地域の特性に合った森林のありかた等を示すものである。

以上を踏まえ、(仮称) おだわら森林ビジョン策定基礎調査等業務の実施に当たり、創造性・技術力・課題解決能力・協調性など最も優れた提案ができる者を公募型プロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 件名 (仮称) おだわら森林ビジョン策定基礎調査等業務

(2) 業務内容

ア 森林現況調査業務

イ 森林意識調査業務

ウ 意見交換会運営支援業務

エ 森林ビジョン素案策定支援業務

※詳細は別途仕様書に定めるとおりとする。

※今後、本業務を受託した事業者には(仮称) おだわら森林ビジョン策定業務を委託する予定。

(3) 履行期間 契約締結日から令和2年(2020年)3月31日まで

(4) 業務に係る費用の上限額

5,579千円(消費税及び地方消費税を含む)

※契約後に発生した必要経費については当該業務を受託した者(以下「受託者」という。)の負担とする。

3 提案にあたっての留意事項

提案にあたっては以下の計画等の内容を踏まえるものとする。

(1) 「小田原市森林整備計画(平成30年(2018年)4月策定)」

(2) 「森林・林業・木材産業再生基本計画(平成25年(2013年)3月策定)」

(3) 「小田原市環境基本計画-改訂版-(平成29年(2017年)12月策定)」

(4) 「小田原市地球温暖化対策推進計画-改訂版-(平成31年(2019年)3月策定)」

(5) 「小田原市鳥獣被害防止計画(令和元年(2019年)6月策定)」

(6) 「小田原市観光戦略ビジョン(平成28年(2016年)3月策定)」

(7) 「小田原市緑の基本計画(平成28年(2016年)3月策定)」

(8) 「小田原市低炭素都市づくり計画(平成26年(2014年)9月策定)」

(9) 「小田原市学校教育振興基本計画(平成25年(2013年)3月策定)」

- (10) 「小田原市公共建築物における木材利用推進計画（平成30年（2018年）3月策定）」
- (11) 「小田原市いこいの森再生総合計画（平成31年（2019年）3月策定）」
- (12) その他、関係する計画

4 参加資格

- (1) 小田原市契約規則（昭和39年規則第22号）第5条の規定に該当する者であること。
- (2) 小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) プロポーザル審査委員会の委員が経営又は運営に関与していない者であること。
- (5) 地方税及び国税の滞納がないこと。
- (6) 森林・林業、又は環境分野等に係る行政計画の策定実績を有する者であること。

5 参加申込

(1) 提出書類

書 類	部 数
(様式1) 誓約書	1 部
(様式2) 提案参加申込書	
(様式3) 業務実績確認書	
(様式4) 会社概要	
(様式5) 業務実施体制報告書	
(様式6) 費用見積書 ※内訳書を添付すること(指定様式なし)	
提案書 (A3片面・横使い5枚以内)	10部
提出書類一式を格納したCD、DVD等のメディア	

- ・ 書類の押印箇所には、代表者印を押印するものとする。
 ※応募者が、かながわ電子入札共同システムに未登録の場合は、以下の書類も添付すること。(各1部)

- ①定款及びその他の規約 写し
- ②履歴事項全部証明書（登記簿謄本）※3か月以内に発行されたものの写し
- ③営業証明書 ※3か月以内に発行されたものの写し
- ④財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書）
- ⑤印鑑証明書 写し可
- ⑥前年度分の納税証明書（国税及び地方税の未納のない完納証明書） 写し可

(2) 申込の期限

令和元年（2019年）7月26日（金）午後5時までに

- (3) 直接持参又は郵送（書留郵便等確実な方法に限る）により提出すること。持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後5時までの時間とする。また、郵送の場合は提出期間中必着とする。

6 質疑・回答

- (1) 質問方法 小田原市経済部農政課まで、電子メールで送信すること。（様式自由）

※電子メールを送信した際、市担当者にその旨を電話連絡すること。

(2) 質問期限 令和元年(2019年)7月18日(木)午後5時必着

(3) 回 答

ア 回答方法

市ホームページに掲載する。ただし、提案内容に係る事項等、当該質問者の不利益になる場合はこの限りではない。

また、電話、口頭による対応は行わないものとする。

イ 回答予定日

令和元年(2019年)7月22日(月)

7 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、参加事業者の提案を受けて審査委員が評価・採点を行い、総合得点の最も高い事業者を最優秀提案者として優先交渉権者に選定するものとする。

また、総合得点が2番目に高い事業者がいた場合には、次点交渉権者に選定する。審査はあらかじめ設定した採点項目に基づいて、客観的に公平かつ厳正に行うものとする。

8 審査委員

受託者の選定に係る審査は、「(仮称)おだわら森林ビジョン策定基礎調査等業務プロポーザル審査委員会設置要領」により組織された(仮称)おだわら森林ビジョン策定基礎調査等業務プロポーザル審査委員会が行うものとする。なお、審査の公平性に影響を与える行為は厳禁とするものとする。

9 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

担当部署の職員による書類審査及び「(仮称)おだわら森林ビジョン策定基礎調査等業務プロポーザル審査委員会」によるプレゼンテーション審査を実施する。プレゼンテーション審査では、各審査員の評価点数を合計し、総合得点順に事業者の優先交渉順位を決定する。提案者が1者の場合も審査を行い、基準点に満たない場合は失格とするものとする。

(2) 書類審査

応募者が資格条件を満たしているか、提出書類に不備がないかの確認とともに「(仮称)おだわら森林ビジョン策定基礎調査等業務書類審査採点表」を評価項目として書類審査を行い、合計得点が満点の60%に満たない場合は失格とする。

また、応募者が5者以上いる場合は、別紙「(仮称)おだわら森林ビジョン策定基礎調査等業務プロポーザル採点表」のプレゼンテーションを除く評価項目により提案内容の審査を行い、上位4者をプレゼンテーション審査対象者として選定する。

書類審査の結果は、令和元年(2019年)7月30日(火)までに電子メールで通知する。また、書類審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付ない。

(3) プレゼンテーション審査

ア 日 時

令和元年（2019年）8月7日（水）

イ 場 所

小田原市役所 ※時間・会議室は別途通知する。

ウ 実施方法

- ・ 1 提案事業者あたり、持ち時間は、プレゼン 20 分、質疑応答 20 分とする。
- ・ パワーポイントによるプレゼンテーションを行う場合は、提案書の内容のみを使用した静止画とする。
- ・ プレゼンテーションの場において、参加事業者が特定可能となるような表現をしないこと。
- ・ プロジェクター及びスクリーンは、市が用意するが、パソコン及びケーブル等は参加事業者が準備すること。

エ 審査方法

別紙「(仮称) おだわら森林ビジョン策定基礎調査等業務プロポーザル採点表」を評価項目としたプレゼンテーション審査を行う。なお、合計得点（審査委員人数×100点）が満点の60%に満たない場合は失格とする。

オ 審査結果

審査結果は、プレゼンテーション参加事業者全員に、優先交渉権者名と次点交渉権者名を電子メールで通知するとともに、市ホームページ上で公表する。

10 契約の締結

(1) 契約締結の手続き

優先交渉権者から示された提案書及び見積書の内容を業務委託内容の基本とし、業務仕様及び契約の詳細を協議の上、受託事業者として決定し業務委託契約を締結するものとする。

なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。

(2) 契約保証金

小田原市契約規則による。

11 募集等における主なスケジュール（予定）

- | | |
|---------------------|----------------------|
| (1) 公募開始日 | 令和元年（2019年）7月 1日（月） |
| (2) 質問締切 | 令和元年（2019年）7月 18日（木） |
| (3) 質問回答 | 令和元年（2019年）7月 22日（月） |
| (4) 参加申込締切 | 令和元年（2019年）7月 26日（金） |
| (5) 書類審査結果通知 | 令和元年（2019年）7月 30日（火） |
| (6) プレゼンテーション審査 | 令和元年（2019年）8月 7日（水） |
| (7) プレゼンテーション審査結果通知 | 令和元年（2019年）8月中旬 |
| (8) 契約の締結 | 令和元年（2019年）8月下旬 |

12 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) ひとつの事業者が複数申請したとき。
- (3) 書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- (5) 誤字又は脱字等により極端に意思表示が不明確であるとき。
- (6) その他、本件プロポーザルに関する条件に違反したとき。

13 その他

- (1) 提案は、1者につき1点のみとする。
- (2) 文字の大きさは、10ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りではないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある）とする。
- (3) 提案書に関する事項について、後日ヒアリングを行うことがある。
- (4) 採用になった提案について、協議の上、内容及び見積金額を一部変更する場合がある。
- (5) 提案書の作成等に要した費用は、すべて提案者の負担とする。
- (6) 提出されたすべての資料の所有権は小田原市に帰属し、提出書類は採否の如何に関わらず返却しない。
- (7) 提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、法令に基づく要請等があった場合はこの限りではない。
- (8) 受託者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- (9) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正又は変更は、認めないものとする。
- (10) 電子メール等の通信事故について、小田原市は一切の責任を負わないものとする。
- (11) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

14 応募及び各手続きの問い合わせ先

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300
小田原市経済部農政課農林業振興係 片野・伊藤
電話 0465-33-1491 FAX 0465-33-1286
e-mail : forest@city.odawara.kanagawa.jp